

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年五月十六日

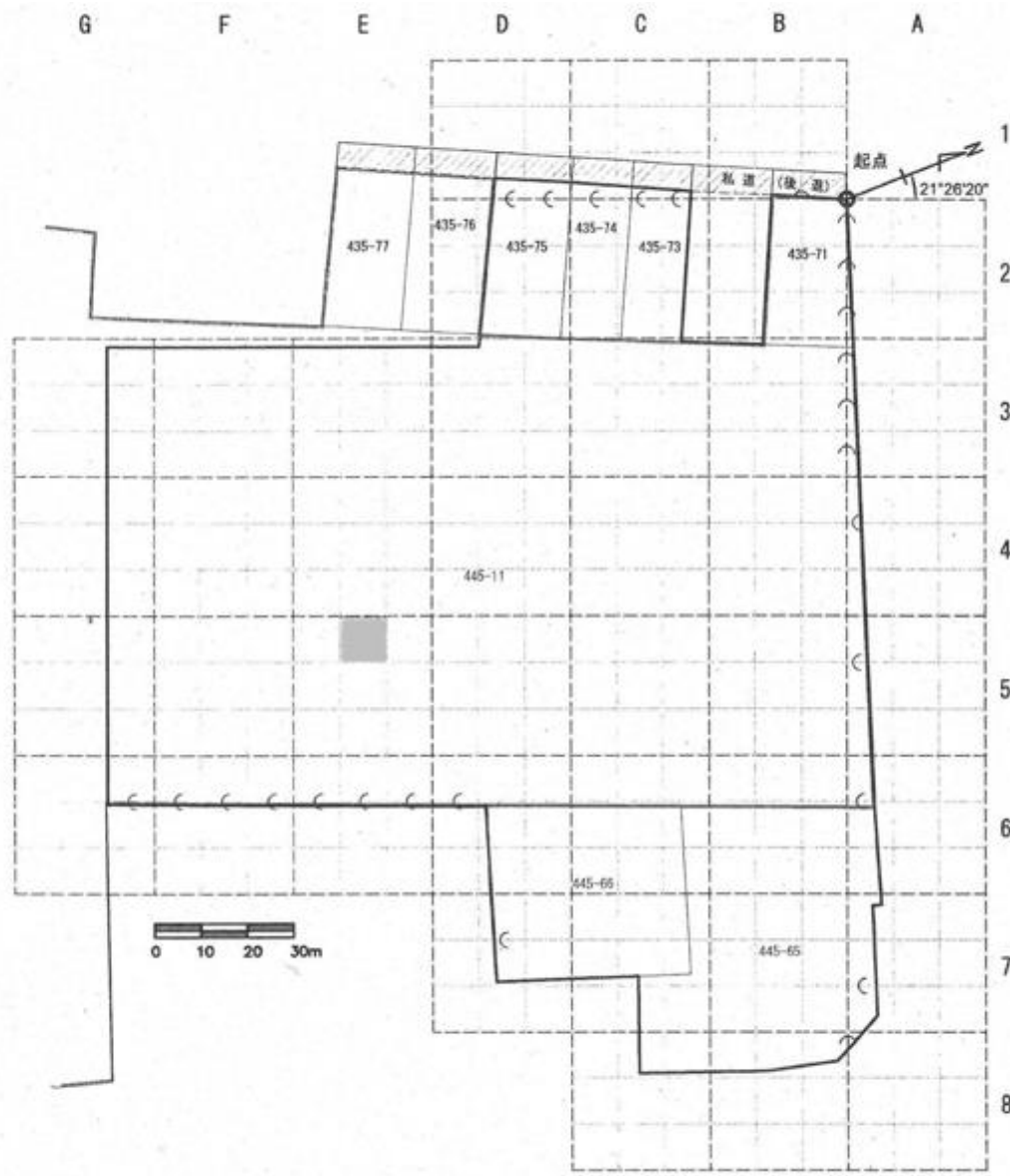
埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県新座市野火止七丁目四百四十五番十一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物



【起点】
 起点は、新座市野火止七丁目435番71の私道部分を後退した敷地利用地の最北端とする。

【格子の回転角度】
 21度26分20秒

- 【凡例】**
- : 敷地境界
 - ▭ : 調査対象地
 - : ただし書きの範囲
 - : 30m格子
 - : 単位区画 (◡ は単位区画の統合を示す)
 - : 形質変更時要届出区域に指定する区画

